

【平成30年度12月補正予算に係る市長提案説明要旨】

(H30. 12. 3)

まず、成30年度伊丹市一般会計補正予算（第7号）についてであります。本案は、9月補正予算編成後の情勢の変化に対応するため国庫支出金、基金繰入金及び地方債等を主な財源といたしまして所要の措置を講じようとするものであります。

その主なものを申し上げますと、伊丹市幼児教育推進計画に基づく南部こども園、西部こども園の新增築工事や伊丹緑地の一部が「土砂災害特別警戒区域」の指定要件を満たす可能性が高いことが判明したことから、先行して実施する法面对策工事のほか、本年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により被害を受けました桜台小学校体育館屋根の復旧工事に係る経費等について、所要の措置を講じようとするものであります。

その結果、第1条の、歳入歳出予算につきましては、それぞれ26億685万1,000円を追加し、その総額を738億6,301万7,000円としようとするものであります。

また、第2条の繰越明許費の補正につきましては、南部こども園及び西部こども園の新增築工事や伊丹緑地の一部で実施します法面对策工事、桜台小学校体育館屋根の復旧工事について翌年度への繰越措置を、第3条の債務負担行為の補正につきましては、南西部こども園の整備に向けた基本設計及び実施設計委託料や、まちなかミマモルメの利用促進を図るための小学校新入学者への利用料負担金、市民まちづくりプラザ管理運営業務ほか20件に係る指定管理委託料の追加措置を、第4条の地方債の補正では、南部こども園及び西部こども園の認定こども園整備事業、伊丹緑地の公園整備事業、桜台小学校体育館の小学校施設災害復旧事業に伴う地方債の追加及び変更措置をそれぞれ講じようとするものであります。

次に、平成30年度伊丹市病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、入院患者数の増や診療単価の増による収益の増加及びそれに伴う材料費の追加、並びに台風21号の災害対応や復旧対策等に伴う経費の増加について所要の措置を講じようとするものであります。

次に、平成30年度伊丹市一般会計補正予算（第8号）についてであります。本案は、新庁舎整備のための通信インフラ等の移設工事や庁舎北側緑地の樹木移植工事等に係る経費について所要の措置を講じるほか、一般職の職員の給与改定及び職員の異動等に伴う人件費等を措置しようとするものであります。

その結果、第1条の歳入歳出予算につきましては、6,962万6,000円を追加し、その総額を739億3,264万3,000円としようとするものであります。

また、第2条の繰越明許費の補正につきましては、先にご説明しました新庁舎整備に伴う付帯工事等について翌年度への繰越措置を、第3条の債務負担行為の補正につきましては、新庁舎整備に係る実施設計委託料、建設工事費等の追加措置を第4条の地方債の補正では、新庁舎整備に伴う地方債の追加措置をそれぞれ講じようとするものであります。

次に、特別会計の補正予算につきましても、平成30年度伊丹市一般会計補正予算（第8号）と同様に、それぞれ一般職の職員の給与改定及び職員の異動等に伴う所要の措置を講じようとするものであります。